

置戸町児童館等建設に関する検討結果及び基本方針
(中間報告書・ダイジェスト版)



令和5年3月

置戸町児童館等建設検討委員会

第1 はじめに

近年、わが国では、少子高齢化や核家族化、地域の子育て力の低下、あるいは保護者の就労形態の多様化などに伴い、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、子どもたちが気軽に集い、安全かつ安心して過ごすことができる居場所づくりが求められています。また、子育てについて悩みや不安を抱えている親、孤立を感じている家庭も多く、育児に関する相談や親同士の交流・情報交換などの場を求める要望も増えています。

このような状況を踏まえ、本町では、次代を担う子どもの健やかな育成を支援し、子育て中の親だけでなく、若い世代が安心して子どもを生み、子育てできる優しいまちづくりを推進するために策定した「第2期 置戸町子ども・子育て支援事業計画（計画期間 令和2年度～6年度）」や町のマスタープランである「第6次置戸町総合計画（計画期間 令和2年度～11年度）」中で既存施設の老朽化対策や利便性の向上を図るため、児童館等の整備を基本施策の重点事業として位置付けました。

これらの計画に基づいて事業推進を図るために「置戸町児童館等建設検討委員会」を設置し、施設の種類や整備すべき機能、あるいは利用対象の範囲など基本的な内容について検討しました。

第2 児童館の種類

児童館は、児童福祉法第40条の規定に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全育成を図ることを目的としており、国が定めた設置要綱では、機能や対象とする範囲によって以下のように分類されています。

	小型児童館	児童センター		大型児童館	
			大型児童センター	A型	B型
面積	217.6㎡以上	336.6㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	1,500㎡以上
設置	市町村（特別区含）、 社団・財団法人、 社会福祉法人 等	市町村（特別区含）、 社団・財団法人、 社会福祉法人 等	市町村（特別区含）、 社団・財団法人、 社会福祉法人 等	都道府県	都道府県、 市町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人 等
運営				都道府県 ※社団・財団法人、社会福祉法人 等に委託可	
機能・特徴	・児童に遊びを与え、 健康を増進し情操を 豊かにする ・地域組織活動を促 進する	小型児童館機能 +体力増進指導機能 （十年長児童育成 機能）	小型児童館機能 +特に年長児童の 活動に配慮	児童センター機能 +県内児童館の指 導及び連絡調整等 の中核機能	児童センター機能 +自然の中で宿泊 や野外活動が行え る機能
対象児童	18歳未満の すべての児童 ※小地域の児童が対象 特に低学年や留守家庭児童	18歳未満の すべての児童 ※運動に欠ける幼児・ 低学年を優先	18歳未満の すべての児童 ※特に年長児童を優先	18歳未満の すべての児童 ※広域の児童が対象	18歳未満の すべての児童 ※広域の児童が対象 引率者にも配慮

第3 検討経過

1 各種会議等

(1) 検討会議（令和3年度まで）

ア 第1回検討会議（令和3年12月22日、出席者18名）

イ 第2回検討会議（令和4年3月29日、出席者15名）

(2) 検討委員会（令和4年度から）

ア 第1回検討委員会（令和4年5月31日、委員10名、実務担当8名）

イ 第2回検討委員会（令和4年7月27日、委員6名、実務担当7名）

ウ 第3回検討委員会（令和5年1月20日、委員7名、実務担当8名）

(3) 部会

ア 第1回福祉部会（令和4年6月20日、委員3名、実務担当3名）

イ 第2回福祉部会（令和5年1月17日、委員3名、実務担当4名）

(4) 実務担当者会議

ア 令和3年度 事務担当者会議（令和3年7月16日、6名）

イ 令和4年度 第1回実務担当者会議（令和4年5月24日、8名）

2 先進事例視察

- ・ 令和2年 9月29日 留辺薬児童館（北見市留辺薬町）
- ・ 令和2年10月 6日 訓子府町児童センター（訓子府町）
- ・ 令和4年 5月19日 鶴居村こどもセンターこすもす（児童館）
- ・ 令和4年 6月21日 斜里町あそぼっくる（児童館）
湧別児童センターたんぽぽ（児童館）
- ・ 令和4年 6月27日 厚真放課後子どもセンター（厚真放課後児童クラブ）
厚南児童会館（上厚真放課後児童クラブ）
- ・ 令和4年 6月28日 上士幌町生涯学習センターわか
（児童会館・子ども発達支援センター）
- ・ 令和4年 9月26日 札幌市中島児童会館
札幌市中央児童会館

3 アンケート調査

(1) 保護者アンケート 令和2年8月実施

※放課後児童クラブくるみの会父母の会による独自アンケート調査

(2) 放課後等デイサービスに係るニーズ調査 令和4年12月～令和5年1月実施

※置戸町児童館等建設検討委員会福祉部会による調査

第4 基本方針

1 整備すべき機能について

(1) 児童館・放課後児童クラブ

既存施設の老朽化に伴い、新たな拠点の整備が必要と考えている。新築を前提とした施設の設置場所については、児童の利便性・安全な通所を最優先すべきとの意見が多数あることから、小学校との隣接地を第1候補としたいと考える。なお、小学校の体育館等開放いただくことで、児童館や放課後児童クラブ運営面での機能向上の効果も期待できる。

(2) 放課後等デイサービス

福祉部会のアンケート結果から早期療育におけるサービスの必要性は一定数あるが、利用を希望あるいは検討したいという趣旨の意見は少数であった。給付事業所として整備するには専門的スタッフの確保や安定的経営による事業継続など課題が多く議論が尽くされていないことから、現段階においては児童館への併設という拙速な判断を行わず、単独設置も含め十分な議論を行う必要がある。また、児童館を新築する際、将来的に放課後等デイサービスが入れる部屋又はスペースを見越した整備をしてはとの意見があった。

2 既存（公共）施設等の利用の可能性について

(1) 中央公民館、ファミリースポーツセンター

地域住民の学習の場、運動の場として町内外様々な人の出入りがある施設であることから、放課後児童クラブを常設する場所としては不適と判断。
→コロナ禍においては、不測の事態急きよ施設を閉館しないとならない場合や不特定多数の人の出入りがあることによる安全面が確保できない。

(2) 川向住民センター

葬儀会場を想定した改修をおこなっており、町内で突発的な葬儀が入る場合には優先的に利用されるため、放課後児童クラブの利用が不可となる。

(3) 小学校

現在、学校開放は実施していない。また、空き教室がほぼないため、放課後の居場所として部屋の確保が困難である。

※既存施設の活用について検討した結果、「子どもの居場所づくり」を最重要事項とした場合、常設の施設（居場所）づくりが必須であると考えられる。

3 基本方針の提案

(1) 機能について

児童館に併設するのは放課後児童クラブのみとする。

【付帯意見】

・支援を必要とする児童については、「クールダウン室」や「個別対応室」及び「相談室」等を設けることが重要であり、児童館建設時には設備基準の順守は基より「余力の部屋」を設けることを検討する。

(2) 新築・改築（既存施設への増築含む）・改修について

新築とする。

【付帯意見】

・既存施設については老朽化が著しく年々修繕費が増加している。
また、元々幼稚園の設備基準に基づく施設であることから児童や生徒が使用するには広さや作りが不十分である。

(3) 他計画との調整

第6次総合計画において、老朽化している特別養護老人ホームや森林工芸館あるいは浄化センター、さらには役場庁舎や郷土資料館をどのようにしていくか等、ハード事業面で検討が必要な案件が多々あるが、その中でも児童館建設は喫緊の課題として他の事業に優先して進める事案と捉える。

(4) (新築／改築の場合) 建設場所について

ア 小学校周辺

メリット：児童の通所の利便性・安全性

デメリット：小学校の流れを引きずってしまうこともある。

イ 現在地（児童センター）

メリット：中央公民館、スポセン、児童遊園地等の公共施設が近い

デメリット：建て替え中、仮の活動場所が必要。敷地が狭い。

ウ 図書館周辺

メリット：敷地があり、スポセングラウンドや図書館など施設が近い

デメリット：通所距離が遠くなる。図書館の周辺環境・景観

エ こどもセンターどんぐり周辺

メリット：保護者の送迎が効率的。将来的な運営主体の検討

デメリット：通所距離がかなり遠くなる。

※現在の児童センター（放課後児童クラブ）利用者の状況や福祉部会のアンケートあるいは、各視察先の状況等を総合的に判断した結果、小学校からの近距離に建設することが望ましいと考える。